

事故危険区間の追加選定

■令和2年度 事故危険区間選定条件

- 事故危険区間の選定条件は、「事故データに基づく選定」と「地域の声に基づく選定」の2種類
- 選定条件は過年度に設定したものを踏襲

選定の種類	選定方針	選定項目
事故データに基づく選定	最新データにより 事故多発区間を選定	①死傷事故多発区間、重大事故発生区間 ①-1.最新の事故データで死傷事故件数2.5件/年 ①-2.最新の事故データで死傷事故率100件/億台km以上かつ死傷事故件数1.5件/年 ①-3.最新の事故データで死傷事故率100件/億台km以上かつ重大事故率10件/億台km以上かつ 死亡事故率1件/億台km以上 ①-4.日本損害保険協会で公表する交通事故多発交差点 ①-5.高齢者事故重点対策区間 最新の事故データで死傷事故率100件/億台km以上かつ第1当高齢者事故件数0.5件/年以上で、 以下のいずれかの条件に該当する区間 i.追突事故件数1.0件/年以上 ii.車線逸脱事故件数0.5件/年以上 iii.歩行者事故件数0.5件/年以上
地域の声に基づく選定	交通安全上問題のある区間	②関係機関(警察、道路管理者、地元・自治体)が交通安全上対策が必要と考える区間 ②-1.事故危険箇所(H20以降指定) ②-2.警察による2次点検プロセス結果の反映 ②-3.道路管理者が交通安全上対策が必要と考える区間 ・死傷事故や重大事故が急増する区間、凍結・積雪時の事故多発区間、物損事故多発区間等の、地域の特徴的な 事故多発区間 ・潜在的な危険区間(ETC2.0プローブ情報による急拳動多発区間) ・最新1年間の事故データの死傷事故率が300件/億台km以上かつ前4年データの死傷事故率が100件/億台km未満で、 現地やデータの確認を行った上で、危険性が高いと認められた区間 ・死傷事故率100件/億台km以上かつ関連事業との連携区間 ②-4.地元や自治体のニーズ箇所 ③通学路指定等歩道整備必要区間 新たに指定があった場合に随時追加
	地域からの意見	④アンケートによる意見収集